

# 「先住民の自己決定」批判としてのアメリカ立憲主義：グアムにおけるレイシズム、植民地主義，ナショナリズム

NAGASHIMA, Reo / 長島, 怜央

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Hosei journal of sociology and social sciences / 社会志林

(巻 / Volume)

57

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

237

(終了ページ / End Page)

252

(発行年 / Year)

2011-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00021099>

# 「先住民の自己決定」批判としてのアメリカ立憲主義

——グアムにおけるレイシズム、植民地主義、ナショナリズム——

長 島 怜 央

## 1 はじめに——アメリカ立憲主義と歴史的不正義

フロンティアの消滅まで領土拡張を続けたアメリカ合衆国は、19世紀末以後、カリブ海と太平洋の島々を植民地化し、そこに暮らす人びとを支配してきた。その後、1960年代以降のアメリカ・インディアン・レッド・パワー運動等の影響を受けつつ、それらの島々の人びとも植民地化などの歴史的不正義を問う運動を活発化させてきた。とくにハワイとグアムでは、1970年代以降にハワイ人やチャモロ人が先住民運動を開始し、主権や自己決定権を要求してきた。連邦政府による土地収奪や多数の移住者の流入によって、もともといた住民と彼らの子孫が先住民アイデンティティを構築してきたのである。またハワイにおいては、1893年のハワイ王国転覆も重大な歴史的不正義としてハワイ人に認識されてきた。

しかし、これらの植民地化などの歴史的不正義を問う動きは、アメリカ立憲主義やシヴィック・ナショナリズムに由来するカラーブラインド・イデオロギーという壁に直面してきた。カラーブラインド・イデオロギーは、公的政策において人種を考慮してはならないという考えを徹底するものであり、ポスト公民権運動期に広まってきた。これは公民権運動のなかで実現したマイノリティ集団に焦点を当てたアフーマティヴ・アクションなどの政策を「優遇政策」として批判するが、「多様性」の推進とも矛盾しない。こうした状況については、現実の差別や不平等が隠蔽されるという問題が指摘されてきた（中條2009）。アメリカの普遍主義的な統合原理と親和的であるため、この考えはますます影響力を強めており、ハワイやグアムの先住権やそれを擁護する運動に対して向けられる批判にも現れるようになっていく。

2000年のいわゆるライス判決は、そういったカラーブラインド・イデオロギーの拡大のなかに位置づけられる。これは、ハワイアン事務局（OHA）の理事選挙に関するライス対カエタノ事件で、2000年2月23日に連邦最高裁判所が出した判決である。OHAは1978年のハワイ州憲法会議でハワイ人の状況の改善のために設置が決定された公的機関である。訴訟で問題とされたのは、OHAの理事選挙での投票権がハワイ人のみに認められているという点であった。原告ハロルド・F・ライス（ハワイの4世代目の白人系住民）が、このような制限は憲法修正第14条（法の下での平等保護等）と第15条（投票権の人種差別禁止）に反するとして、ハワイ州知事を相手に訴訟を起こしたのである。連邦最高裁の判決は州が修正第15条に違反しているというものであり、それによって原告の主張の大部分が認められた。ライスはこの訴訟を単独で行ったわけではない。カラーブライ

ンド・イデオロギーに基づいてアファーマティヴ・アクション等を攻撃するアメリカ国内のいくつかのシンクタンクから支援を受けていた (Kauanui 2005: 103)。この判決は、「いかにして西洋法が、ネイティヴ人民を人種化することによって先住民の主張を明確に表現することを不可能なものにし、それと同時にカラブラインド・イデオロギーを主張することによって白人の主体性を規範化するかを例証する」ものとなった (Rohrer 2006: 1)。

グアムにおいても、ハワイの状況と同様に、先住民として脱植民地化や自己決定を求めるチャモロ人による運動と、カラブラインド・イデオロギーとの衝突が見られてきた。そしてこうした衝突が鮮明になったのが、1997年以降に具体化していくグアム脱植民地化委員会による「チャモロ人のみの住民投票」の計画をめぐる議論であった。本稿では、この住民投票に対して2000年のライス判決前後になされた批判、なかでもアメリカ立憲主義の立場からのものを中心的に取り上げ、グアムにおけるアメリカの植民地化と普遍主義がいかなる関係にあるのかを、レイシズム、植民地主義、ナショナリズムに着目して考察する<sup>1)</sup>。

## 2 住民投票における「チャモロ人」定義の問題

### (1) グアム脱植民地化委員会

グアム脱植民地化委員会のもとでの「チャモロ人のみの住民投票」が計画されるまでには、グアムの政治的地位の変更とチャモロ人の自己決定とを望む人びとによる長い取り組みがあった。第二次世界大戦後の1949年にグアムは軍政から民政へと移行し、1950年のグアム基本法によってグアム住民にはアメリカ市民権が付与された。だが、グアムの政治的地位は非編入領土という州になる見込みのないものとされたことにくわえ、住民の土地の多くがアメリカ軍に接収されたままであった。それゆえ、その後もグアムの政治制度や政治的地位の問題について地元政治家を中心に議論が行われた。1970年代以降はチャモロ・ナショナリズムが政治的地位の議論に大きく関わってきた (長島2009b)。興味深いことに、「チャモロ人のみの住民投票」の主張は1981年頃にはすでに明確になっていた。その考えは受け入れられなかったが、非チャモロ人も含めた政治的地位に関する住民投票は行われてきた。1982年の住民投票で望ましい政治的地位としてコモンウェルスが選択され、1987年の住民投票では連邦議会に提出するコモンウェルス法案が可決された。コモンウェルスという政治的地位は、内容が明確に定められたものではないが、プエルトリコや北マリアナ諸島でも採用されており、グアムの自治や連邦政府とのパートナーシップを現状より高めると考えられている。翌年にはコモンウェルス法案が提出され、翌々年にはグアム政府の自己決定委員会と連邦政府とのあいだでの交渉も開始された (Ada and Bettis 1996)。しかし、交渉はグアム側の思うように進まず、クリントン政権下の1997年にワシントンDCで開かれた公聴会で、コモンウェルスへの道は絶望視された (Omicinski 1997; 手島2003)。

このコモンウェルス運動が行き詰まっていくなか、「チャモロ人のみの住民投票」が計画されて

いた。グアムのNGOのひとつOPI-R（先住権人民機構）の中心的メンバーでもあるホープ・クリストバル議員らにより、チャモロ人の自己決定権の行使に向けた枠組みづくりが進んでいたのである。グアム議会は、1997年の公法23-147により「チャモロ人の自己決定の実行・行使のための脱植民地化委員会（グアム脱植民地化委員会）」を設置した。同委員会はグアムが国連の非自治地域リストに登録されているということを根拠に、グアムの最終的な政治的地位を決定するために、チャモロ人による住民投票を実施することを目的とした。その住民投票における選択肢は、「独立」、「自由連合」、「州」の3つである。そして、選択肢となった3つの政治的地位について調査する特別委員会がそれぞれつくられた。3つの特別委員会は、調査に基づいて、住民投票の有資格者が政治的地位の選択肢について理解を深めることができるように公衆教育キャンペーンを行うとされた（COD 2001: 10）。

また、チャモロ人による住民投票の実施が、そのままグアムの脱植民地化の達成を意味するわけではない。非自治地域における植民地支配が終了し、新たな政府が設立されなければならない、それゆえ施政国からの権力の委譲とそのための非自治地域側の準備が必要となる。すなわち、グアム政府が憲法を制定し、アメリカ合衆国が自治権限をグアムに委譲してはじめて、グアムは自治を行うことになる（COD 2001: 11）。

ここで確認しておきたいのは、チャモロ人のみが自己決定の主体とされている理由である。グアム脱植民地化委員会によれば、自己決定をする非自治地域の住民とは植民地化された人びとであり、植民地支配によってもたらされた入植者や移住者は含まれない。植民地権力による移民政策は植民地支配の伝統的実践であるということが国連でも認められており、このような区別は正当であるという主張がなされた（COD 2001: 6-8）。

## (2) 「チャモロ人」定義の問題

住民投票の有権者登録資格を持つ「チャモロ人」の定義は論議を呼んだ。1996年12月に住民投票のために成立した公法23-130は、チャモロ人登録簿諮問委員会を設置し、1950年グアム基本法に倣って「チャモロ人」を定義し、1899年4月11日にグアムに居住していた者またはその日に一時的に島にいなかった者の子孫であり、18歳以上のアメリカ市民であるとした。つまり、1899年パリ条約が発行され、グアムが正式にスペイン領からアメリカ領となったときの住民の子孫のことである。しかし、その定義にはさまざまな異論や問題点が提起され、グアム議会やチャモロ人登録簿諮問委員会で議論がなされた。あるチャモロ人活動家にとっては、その定義はチャモロの言語や文化と関わるエスニックな定義ではないために、チャモロ人ではない人びとを含んでしまう不満のあるものであった。その一方で、その定義に含まれないがチャモロ・アイデンティティを持つさまざまな背景を持つ人びとを排除してしまうことや、その定義に当てはまることを証明する登録手続きが困難であることが問題とされた（Loerzel 2000a, 2000b）。そして、そのような議論が行われているさなかにチャモロ人の定義をめぐる新たな問題が加わることになる。それが2000年のライス判決である。

ライス判決はハワイのみならず、「チャモロ人のみの住民投票」を計画中のグアムにおいても物議を醸した。この判決は、非チャモロ人を中心とした反対派の住民には住民投票批判の新たな根拠を与える一方で、住民投票の推進派には彼ら自身の主張の正当化を迫ることとなった。推進派の政治家、役人、活動家らは、判決やそれに乗じた批判を、カラーブラインドや植民地主義に関連した問題のあるものと見なした (Loerzel 2000c, 2000e)。だが結局、推進派の人びとはなるべく憲法上の問題とされないように努力せざるをえなくなった。彼らは住民投票における「チャモロ人」の定義は、そもそも連邦議会によって制定されたグアム基本法に基づくものであるし、エスニックまたは人種的なものではなく、政治的なものであるということを強調しはじめた。たとえば、祖先にエスニックな意味でのチャモロ人を持たない中国系住民であっても、「チャモロ人」に含まれるからである (Jojola 2000; Loerzel 2000c, 2000d, 2000f)。そのような議論を経て成立した公法25-106によって、住民投票の有権者登録資格は、「1950年グアム基本法の権限と制定によってアメリカ市民となった人びとおよびその子孫」で18歳以上の者と、より簡潔になった。しかも、有権者登録資格のある者の呼称は「チャモロ人」から「グアムの土着住民 (native inhabitant)」へと変更されたのである (手島 2003: 209-10)。

ライス判決後のグアムの住民投票に関する議論は、脱植民地化を目指すチャモロ人へのアメリカの法的支配の状況を明らかにした。「チャモロ人のみの住民投票」は、国連の脱植民地化プロセスに基づいて行われることになっているにもかかわらず、合衆国憲法の土俵へと引きずり込まれてしまったのである。なおこの住民投票は、1999年12月に最初に予定されていたのであるが、予算や準備不足などが原因で、2000年7月、11月、2002年と計画されるごとに延期され、現在まで実施されていない。

### 3 「チャモロ人の自己決定」批判

#### (1) 非自治地域人民と先住民の区別

グアム脱植民地化委員会が実施する予定の「チャモロ人のみの投票」は、植民地人民の自己決定権という脱植民地化に関する国際規範におもに依拠した。しかしそのグアムの住民投票は、人種・エスニシティ間の平等や差別といった問題との関連で数多くの批判を浴びることとなった。本稿ではそれらを大きく2つに分けて説明したい。1つ目が国際規範に関わるもの、2つ目がアメリカ国内の規範に関わるものである。

グアムは植民地のままでいいのではないかとあからさまに述べる者は少ない。「チャモロ人のみの投票」の批判者にとっても、グアムの脱植民地化の意義や可能性を面と向かって否定することははばかれることである。問題とされたのは、グアムの脱植民地化に向けた取り組みを認めたとして、そのプロセスにおける自己決定の主体がだれなのかということである。すなわち、「非自治地域人民」にだれが含まれるのか、全住民なのか先住民なのか、という国際規範の解釈をめぐる問題である。また、法学者ジョン・ヴァンダイクらが主張するように、非自治地域における人民(住民)に

よるものと、先住民によるものという2つの自己決定の潮流がある。グアムの場合、グアム人民の自己決定権とチャモロ人の先住民としての自己決定権とに区別される (Van Dyke et al. 1996: 641-2)<sup>2)</sup>。

「チャモロ人のみの投票」の批判者たちは、非自治地域人民の自己決定権についてはしぶしぶ受け入れるが、先住民の自己決定権については完全に拒絶した。地元紙『パシフィック・デイリー・ニュース (PDN)』に投稿した、写真と名前から白人の年配男性と思われるグアム在住のシステム・エンジニアもそのひとりであった。それはちょうど、コモンウェルスへの道が危機的状況に陥りグアム脱植民地化委員会のもとで住民投票が具体化していく時期であった。彼は、非自治地域における自己決定の主体についての見解をしめし、「チャモロ人のみの投票」が有する問題を指摘する。彼の主張の一部を要約すると、つぎのようになる。国連憲章には「先住民」がある非自治地域の将来を決定する排他的権利を与えられているとは書かれてない。「先住民」ではなく「住民」がそのような権利を有する。そして、「チャモロ人のみの投票」は非チャモロ人を政治的地位の自己決定から排除し、投票において差別するものだという。この住民は、非自治地域人民の自己決定を積極的に支持しているわけではないが、非チャモロ人の「市民的・政治的権利」に言及しつつ、「チャモロ人のみの投票」を批判するのである (McCann 1997)。

当時グアム大学の政治学教授であったアブダルガファー・ピンメスも、『PDN』紙上で「チャモロ人のみの投票」批判を行った。カンボジア出身のピンメスはアメリカにやってくる前に、「カンボジアのナショナルな自己決定と救済の闘争に参加し、カンボジアのジャングルで9年間暮らし、1970年代初めから1980年代初めにかけて多くの国連総会の会合や国連の委員会への代表であった」という (Peang-Meth 2000b)。それゆえ彼は、国際政治、とくに自己決定問題の専門家であると同時に自己決定を追求する人びとの擁護者であるという立場に自らを置く。彼は台湾、東ティモール、チェチェンの運動を例として挙げ、民主主義や自由市場を採用し権威主義体制や侵略に立ち向かう人びとへの支持を表明する。そして、国連憲章の第11条「非自治地域に関する宣言」、植民地独立付与宣言、国際人権規約の第1部第1条と第3条といった国連の脱植民地化に関する規範にも言及する (Peang-Meth 2000a, 2000b)。だが、こうして彼は国際社会における自己決定の重要性を指摘しつつも、チャモロ人の自己決定の要求は国連の基準から逸脱していると主張する。

その住民投票は拘束力がない。管轄する施政権力、つまり連邦議会と合衆国憲法の認可を受けていない。国連憲章の「人間の尊厳と価値」に対する「信念」と「人種、性別、言語および宗教に関する区別なく、すべての人びとの人権と基本的自由の普遍的尊重と遵守」に反して、その住民投票は島民の43パーセントを占めるチャモロ人に制限されているので、拘束力はない。他の57パーセントはグアム住民全体の運命に影響する決定から排除されてしまう。(Peang-Meth 2000a)

国連憲章以外にも、世界人権宣言と国際人権規約の第1条「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、第2条「すべて人は、人種、皮膚の色、

性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる自由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」、国際人権規約の自由権規約第25条「すべての市民は、(中略)投票しおよび選挙される(中略)権利および機会を有する」などが参照される(Peang-Meth 2000b, 2002: 108)。

また、国際規範や多くの論者と同様に、ピンメスは下位集団の自己決定による既存国家の分裂や割譲を(人権状況の改善につながる場合以外は)認めておらず、自己決定に領土保全の制約を課す(Peang-Meth 2000b, 2002: 109-10)。けっきょく、チャモロ人の自己決定だけでなく、グアム人民(住民)の自己決定も認められないというわけである。そして、先住民に認められているのは、自己決定権ではなく、より柔軟な政治的・経済的・社会的・文化的権利だという(Peang-Meth 2002: 112)。

## (2) アメリカ立憲主義の立場

「チャモロ人のみの投票」批判者たちのもうひとつの根拠は、合衆国憲法であった。前述のライス判決は、このなかで中心的役割を担うことになる。ピンメスは、先住民の自己決定権についての論文のなかで、ライス判決について言及したあと、「チャモロ人のみの投票」は合衆国憲法に反すると述べる。それどころか、グアムがスペインからアメリカに割譲されることとなった1899年のパリ条約の規定に言及して、脱植民地化や自己決定に関する国際規範を否定するような指摘をする。パリ条約の第9条には「アメリカ合衆国に割譲された領土の現地住民の市民的・政治的地位は連邦議会によって決定される」とあり、ピンメスは「政治活動家ではなく、連邦議会が、合衆国憲法制度の枠組みでグアムの今後の根本的な方向性(ultimate future)を決定するのである」という(Peang-Meth 2002: 107)。

当時グアム大学の政治学准教授であったロバート・ステイサム・ジュニアも、ライス判決はグアムの政治的地位や自己決定に関する重要な問題を提起しているとして、「チャモロ人のみの住民投票」批判を展開する。ステイサムは非自治地域グアムにおける自己決定の必要性を認めるが、前述した「非自治地域人民の自己決定」と「先住民の自己決定」に対応するような、「アメリカ人の自己決定」と「先住民チャモロ人の自己決定」を区別し、ライス判決でしめされたように修正第15条違反であるとして後者を否定する。

ライス対カエタノ事件はグアムの自己決定要求に影響を与えており、島の最終的な政治的地位を決定する住民投票はすべての住民に開かれていなければならない。先住民チャモロ人の自己決定は、憲法とその活気ある原理のもとでは許されていない。その根底には、人種、エスニシティ、家系に基づいて他のすべての人びとを排除した島民の下位集団による自治要求があるからだ。(Statham 2000)

またステイサムは、トマス・ジェファソンの言葉「すべての人間は平等に造られる」を引用した

うえて、すべての人間がこの真理を認めるわけではないし、指針とするわけでもないとし、その例として、合衆国憲法が完全に適用されない海外領土を保持していることを挙げる。しかし、「アメリカ人の自己決定」は人権にもとづき、「先住民チャモロ人の自己決定」はチャモロ人のみの権利にもとづくこととすることによって、批判の矛先は最終的にチャモロ・ナショナリストたちに向けられる (Statham 2000)。ステイサムはグアムがアメリカの非自治地域であることを認め、その自治への進展を支持するが、国連の脱植民地化プロセスや先住民の権利よりも、アメリカ国内の問題、つまり立憲主義の問題と関連づけて考える傾向がある。後述するように、ステイサムの論文のタイトル通り、「エスニック・ナショナリズム対アメリカ立憲主義」が彼の議論の根幹にある (Statham 2000, 2002a, 2002b)<sup>3)</sup>。

連邦議会が制定したグアム基本法も合衆国憲法に依拠しているため、「チャモロ人のみの投票」批判の根拠となりうる。じじつ、前述した『PDN』紙に投稿した白人男性は、国連憲章とともに、グアム基本法において差別禁止を謳う1421b項の (m) と (n) にも言及した。

「チャモロ人のみの投票」批判者たちは、国際規範や合衆国憲法という国内規範を根拠に、チャモロ人の自己決定それ自体が他の人びとを差別するものであると論じる。だがすでに明らかのように、その議論のなかでは、現在にいたるまでの経緯や背景、つまりアメリカの植民地化のなかでチャモロ人の被ってきた不正義についてはほとんど考慮されていない。

## 4 「普遍」に抗う「文化」

### (1) 反植民主義批判

アメリカによるグアムの植民地化という事実が、「チャモロ人のみの投票」批判者たちに省みられないのはいったいどういうことなのであろうか。そこにはアメリカであること／になることに対する楽観的な見方が横たわっており、それを受け入れない者を排除しようとする力が働いている。

そういった見方のうちのひとつに、反植民主義批判というべきものがある。それはグアムがアメリカの植民地であるという認識に、社会経済的な側面から反論するものである。その反植民主義批判のひとつとして、ここでは1965年からグアムにジャーナリストやコラムニストとして在住し、グアム、チャモロ人、ミクロネシアについてもっとも多くを論じてきた白人ともいえる、『PDN』紙の元論説委員ジョー・マーフィーの論考を見ていこう。彼は「チャモロ人のみの投票」について、「政治的な問題だけでなく感情的な問題でもある」とし、グアムをチャモロ人その他の人びと（フィリピン人、ミクロネシア人、本土出身者）とで政治的立場が分裂した状況（エスニック・キャンプ）にしてしまうのではないかと憂慮する。そして、グアムの政治的地位については現状維持を求める (Murphy 1999a)。そのうえで、別の論考では、連邦政府を「植民地支配者 (colonial master)」とする認識に批判を加える。

アメリカはいまや世界で唯一の超大国である。今日の世界でもっとも巨大な軍事力を持ち、世界の他



の人びとにとっては驚異的な経済力を兼ね備えている。私たちはまた自由、正義、平等を信じているし、信じてきた。(中略) たしかに、アメリカはグアムや太平洋の領土において多くの誤りを犯してきたが、その意図は立派なものであったと信じているし、信じてきた。人びとがワシントンに在るわれわれの「植民地支配者たち」について書くとき、彼らはコインのもう一方の側を見ていない。これらの植民地支配者がグアムに6,000もの職（多くはグアム政府）のために給与を支払っているとあなたは信じるだろうか。どんな植民地支配者が2億ドルかそれ以上を島の経済につき込むだろうか。彼らは場所の提供(location) 以外には何ら見返りを期待していない。(Murphy 1999b)

マーフィーは多くの例を挙げて、連邦政府がグアムにじつに多くの財政的援助や直接的な支援を行っていると言っている。つまり、グアムが連邦政府に社会経済的に完全に依存しているというのである。そして、アメリカとの関係の重要性をつぎのように指摘する。

別の人びと、おそらくお金に無知な人びとは、グアムの相対的に高い生活水準と私たちのアメリカとのつながりとの因果関係を認識していない。これらの人びとに、ボルネオ、ソロモン諸島、キリバス、あるいは何百もの異なる島々のどれか、つまりアメリカとは何の関係もない島々を旅行することを私は提案する。(Murphy 1999b)

フィリピン出身のアラブ系シリア人で1951年からグアム在住の著名な実業家は、「家族や友人の助言に逆って、私は『チャモロ人登録者』によってのみ決定される『自己決定』の問題にコメントさせていただきたい」として『PDN』紙に投稿し、グアムとアメリカとの関係の社会経済的側面について論じる。この住民は、「チャモロ人のみの投票」やチャモロ人の自己決定によって、グアムが多様性や多文化主義という特徴を失い、グローバル経済のなかで魅力的でなくなり、繁栄できなくなると主張する。少し長い引用する。

自分たちわれわれは植民地化されているのだと人びとが主張するとき、グアムの信用は大きく低下する。私たちが植民地であることについてべらべらしゃべり始めるごとに、聡明な人びとからの敬意を失うのである。(中略) 自分たちは植民地だと述べることによって、私たちは自らの評判を悪くしている。私たちがそう述べるとき、現代世界に不満を持ち反抗するすべての部族やエスニック集団と自らを同列に扱っている。この地域や地球上において、私たちがアメリカの地でアメリカ市民として享受しているとてもない機会を持つ人びとは他にいない。(中略) 改善された地位を望むなら、私たちはこの「植民地」や「服従」の話をすべてやめるべきだ。これらは何の価値もない耳障りで不愉快な言葉である。このやり方は私たちすべてを傷つけている。世界のその他の人びとは、アメリカの「植民地」としての立場に身を置きたいのだ。アメリカの地でアメリカ市民であることを祝おうではないか。アメリカにロービー活動をする一方で、アメリカ市民であることを自慢することができるのだ。(中略) 多様性と戦うのではなく、それを祝ってはどうか。植民地化されてきたようにふるまうのではなく、合衆国それ自体より

も私たちがアメリカ的であるということをはっきりと示したらどうか。私たちが団結してアメリカ市民としての自尊心を持てば、投資と繁栄は後からついてくるだろう。(Ysrael 2000)

投資家の視点から多様性が評価されており、ネオリベラルな多文化主義の称揚が見てとれる。そしてマーフィーと驚くほど同じ言いまわしで、チャモロ人の自己決定がグアムがアメリカでなくなる危機として論じられ、アメリカへの批判が不可解なものとするのである。

## (2) エスニック・ナショナリズム批判における「文化」

アメリカであること／になることの社会経済的な側面だけでなく、政治的な側面についても多くが論じられてきた。それらはおもに政治学者によるものであり、そこには人種やエスニシティに関する興味深い考えが見られる。つぎの文章はそれを端的に表している。

先住権は、植民地化以前の諸人民の子孫が持つ特権や優先権ではない。先住権は人権である。先住民と彼らに対する権力を持つ政府は、平等な権利、平等な機会、平等な処遇を保障するためにともに働く必要がある。その土地のすべての諸人民（先住民も非先住民も同様に）の市民的・政治的・経済的な権利に取り組むための措置を講じるのは、国の支配的な人民の責務である。皆の人権が尊重されるとき、社会成員間の政治的・経済的・社会的・文化的な差異は減少し、エスニック集団による不平は最小化され、調和が可能になる。(Peang-Meth 2002: 112)

ピンメスは「先住権」という言葉を用いながらも、それを集団的権利ではなく、個人主義的な人権とみなす。先住民にもそのような人権が保障されれば、先住民の差異は減少し、集団的権利を主張する必要がなくなるというのである。先住民の個別の経験や状況はそこでは特別な考慮の対象とはなっていない。なぜなら、彼にとって「先住民」とは、「時の凍結」<sup>4)</sup>によって作られる集団、つまり恣意的に決められたある時点を基準にして特別な権利をもつことになる人びとにすぎないからである。先住民が「混合した背景を持つ (blended heritage)」にもかかわらず、「系譜的定義」を重視し、集団のアイデンティティを主張するということが、人種概念にこだわるピンメスには奇妙に映るのである (Peang-Meth 2002: 107-8)。

ステイサムも「チャモロ人のみの住民投票」はその主体を「時の凍結」によって決めたもので正当性はまったくないと述べる (Statham 2002b: 138-9)。ここで彼は「エスニック・ナショナリズム対アメリカ立憲主義」という図式を提示する。

先住民・エスニック集団 (indigenous-ethnic) の自己決定は、反統合的、反同化的、文化多元的・多文化的である。それゆえ、法の前での自由と平等を基礎にした目的感覚を共有する多様な諸個人のコミュニティという観念とまさに対照的である。それは反アメリカ的である。(中略) アメリカ立憲主義とエスニック・ナショナリズム／分離主義の原理間には基本的な矛盾がある。この矛盾の原因は「エスニ

ティ」と「人種」という2つの用語間の直接的な関係にある。じじつ、最高裁はライス判決において、エスニック・ナショナリズムは人種・慣習・伝統の結合体に基づく傾向があるので、「家系」は「人種」の代用品であると考えた。こうしたなかでは文化は、人種特有で、特殊主義的で、排他的であり、独立宣言やそれが生気を与える憲法のなかで「自明な」普遍的真実に反するものである。エスニック・ナショナリズムとアメリカ立憲主義とのあいだの矛盾は、根本的であり、融和できるものではない。(Statham 2002b: 138)

ここからステイサムは、エスニック・ナショナリズムを「普遍」や「理性」の対極にある「文化」として性格づけしていく。

文化、つまり人種、慣習、伝統といった用語で形作られるものへの訴えは、正当化されないように思われる。何か正しいのは、たんにそれが古いから、あるいは非常に長い間あるやり方をとってきたからであるということ述べるのは、時間だけでは正義への指針や正義の証明としては不十分であるということをおぼろげに忘れてしまう。カニバリズム（食人）の実践は、長い時代にわたってある擬似「文化」のなかにしっかりと存在してきただろうが、そのことはその実践を正当化することにはならない。さらに、「文化」という用語は、何かを育むこと（cultivation of something）——とくに理性——を含意するのに、人種、伝統、慣習に不適切に結びつけられている。単刀直入に言うと、「文化」という用語は、人間の卓越さへの個人・集団の努力にすべての点で関連づけられており、この意味ではそれは文明に関係する。文明の成果は、「生まれの偶然」とは無関係である。(Statham 2002b: 139)

ここでは、エスニック・ナショナリズムは「文化」の問題に矮小化されてしまう。また、「チャモロ人のみの住民投票」については、そのチャモロ人登録簿という人種・家系に基づいたやり方が、ナチス・ドイツの登録制度と類似していると指摘される (Statham 2002b: 143)。

また、ステイサムは人文社会科学における著名な議論を参照しつつ、エスニック・ナショナリズムを特徴づけていく。エスニック・ナショナリズムはカール・シュミットのいう「政治的なもの」、友敵理論によって捉えられるとし、であるがゆえにサミュエル・ハンチントンのいう「文明の衝突」が起きるのだと説明する。そして、エスニック・ナショナリズムの主張は、「他人の悪事を引き合いに出して自分の悪事を正当化する」という考えに基づいているとする。「(a) 連邦政府が過去にマイノリティへの差別によって平等原理を実践できなかったので、(b) 同じ政府が同じ原理を今度は逆方向に犯すということ (マジョリティを差別し、マイノリティを優遇する)」になるというのである (Statham 2002b: 140)

さらに、アーサー・シュレジンガー・ジュニアが多文化主義による「アメリカの分裂」を憂慮しているとし、そういった状況の説明として、ジョナサン・フリードマンのいう「近代的個人主義への原初的・部族的反応」、エーリッヒ・フロムのいう「自由からの逃走」や、エリック・ホフターのいう「狂信者」といった考えを列挙する (Statham 2002b: 140-1)。このようにしてステイサム

の議論においては、先住民とアメリカのあいだの歴史や権力関係は重要視されないのである。

## 5 部族的地位と保留地の提案

チャモロ・ナショナリズムは、前節で見たような否定的な性格を与えられたエスニック・ナショナリズムのひとつとされる。しかしそれでもなお、チャモロ人が自己決定権を主張し、「チャモロ人のみの住民投票」を実施しようとする場合はいったいどうなるのであろうか。

ピンメスは「グアムのチャモロ人はネイションになる本質的特徴を備えて」おり、「チャモロ人のネイションがチャモロ人の国家を望むのは非論理的ではない」とするにもかかわらず、国際的な理解や政治的・外交的な承認はなかなか得られないと述べる (Peang-Meth 2000c)。

ピンメスが国際社会における排除について指摘する一方で、ステイサムの議論は国内に関するものである。アメリカ立憲主義の擁護者であるステイサムにとって、チャモロ人にはアメリカ化の道しか残されていないかといえばそうではない。アメリカにおけるエスニック・ナショナリズムには2つの選択肢が与えられているとされる。「(a) 理性の力の育成による合衆国という国家 (the larger body politic) への同化を通じて、集団の選好や帰属を乗り越えること (理念, 言葉, 法がアメリカ人をつなぎ合わせるの)」と、「(b) 準主権的または部分主権的『部族的』地位の形態での分離」である。つまり、アメリカ化以外に、部族的地位になることを選択することもできるという。ただし後者についてステイサムは、「集団が合衆国という国家の一部のままであると同時に、彼ら自身の優位性や『特別な権利』を維持しようとすることは、不誠実であり、憲法上好ましくない」とする (Statham 2002b: 142)。

この考えはグアムの事例にも適用され、具体的な提言がなされている。チャモロ人はグアムが州になることによってアメリカ市民権を完全なものとするか、アメリカ市民権を放棄し先住民としての地位を得るかなければならない。後者の「アメリカ人とは別の先住民集団への第一で唯一の忠義・忠誠を維持したい諸個人」には、グアムの一部が先住民の保留地として与えられる。チャモロ人の保留地の設立は、自由と平等の原理を満たすための策である (Statham 2002a: 79)。そして、自己決定のプロセスとして、前述の2つの自己決定に対応するような2つの住民投票が行われることになる。ひとつは部族的地位を望むチャモロ人によるもの、もうひとつはグアム人民 (住民) に開かれたものである。だが、1人の人間は両方の投票に参加してはならないし、前者はグアム政府による資金提供は受けられないため自前で行われなければならない (Statham 2000, 2002a: 81)。

チャモロ人に保留地を与えるという考えはそれ以前にもあった。前述したジョー・マーフィーは、コモンウェルス法案に暗雲が立ちこめはじめた頃、チャモロ人をアメリカの先住民部族とすることをひとつの案として取りあげている。マーフィーの案がステイサムのものと異なるのは、チャモロ人がアメリカ市民のまま「ホームランド」または保留地のなかでの主権を認められるという点と、外交・防衛や対外的経済的権利を連邦政府が維持するということが明確にされているという点である。「南アフリカ政府によってアパルトヘイト時代に作られた『ホームランド』とは異なり、チャ

モロ人は「いつでも保留地を出ることができ、アメリカ国内の好きなところに居住することができ、十全な市民的権利を保持することができる」のである (Murphy 1995)。チャモロ人の部族的地位に関して、ステイサムはアメリカ市民権を認めない一方で、マーフィーはアメリカ国内のインディアン部族と同様の地位を想定している。

## 6 おわりに

これまで見てきたように、「チャモロ人のみの住民投票」の計画に対しては、国際人権規約等の国際規範と、合衆国憲法という国内規範とに則った、普遍主義的立場からの批判が展開されてきた。そして、「人種、エスニシティ、家系に基づいて差別を行ってはならない」という当たり前のその主張は、カラーブラインド・イデオロギーとして作用してきた。とくにライス判決以降、それは後者のアメリカ立憲主義の立場からの批判との関連性が強まったといつてよい。

アメリカ立憲主義の言説は、エスニック・ナショナリズムを展開する人びとの文化を「人種特種で、特殊主義的で、排他的」であるとする一方で、アメリカ文化を理性や文明に結びつける。これは、生物学的遺伝ではなく文化的差異に基づいたいわゆる新しいレイシズムを思わせる。まさにそこにあるのは、エティエンヌ・バリバルが指摘する、「異なった」諸文化 (les cultures) と文化 (la culture) の区別と、後者の個人主義的モデルの優位である。その「暗黙のうちに優越している文化」とは、「個人主義を増加させ促進するような文化」、「『共同体精神』がまさに個人主義によって構成されているような文化」である (Balibar 1993=1997: 44-5)。

だが、グアムにおけるアメリカ立憲主義またはカラーブラインド・イデオロギーから、レイシズムの問題だけを取り出すのは明らかに不十分である。当然、チャモロ・ナショナリストたちが気付いているように、グアムにおける既得権益を保持しようとする「植民地支配者」としての性格がそれにはある。それはまた、植民地主義的なアメリカ・ナショナリズムとも言えるかもしれない。グアムがアメリカのナショナルな空間の一部とみなされ、合衆国憲法のグアムへの適用が自明視されているからである。グアムとアメリカの関係には植民地主義とナショナリズムのどちらか一方に還元できないものがある。ガッサン・ハージは、白人オーストラリア人のレイシストによる非白人への暴力が、空間的権力を内在しており、じつはナショナリストの排除の実践であるということ明らかにしている (Hage 1998=2003: 74-81)。このハージの分析を先住民との関係に引きつけて考察するならば、新しいレイシズムは植民地主義的ナショナリズムの様相を帯びることが分かる。

このようなグアムにおけるアメリカ植民地主義とアメリカ・ナショナリズム (アメリカニズム) の共存は、一見矛盾している。つまり、アメリカ立憲主義に基づくアメリカ・ナショナリズムには普遍主義的な要素があり、それが植民地主義といかなる関係にあるのかという問題がある。アメリカ・ナショナリズムは、チャモロ・ナショナリストたちが共有するアメリカの植民地化とそれに伴う歴史的不正義の問題認識に覆い被さるかのようである。このことを考えるとき、マイケル・ハー

トとアントニオ・ネグリの〈帝国〉論はひとつの有益な視座を提供してくれる。彼らは〈帝国〉的主権の基盤としてアメリカの主権の概念を把握し、その特徴として超越的主権の拡大主義（帝国主義）とは異なる民主主義的共和政体の拡大的傾向を指摘する。「この〈帝国〉的拡大は帝国主義とは何らの関係ももたず、征服や略奪、ジェノサイド、植民地化、奴隷制のために考案された国家組織とも無関係である」（Hardt and Negri 2000=2003: 217）。アメリカによるグアムの植民地化の自然化も、この〈帝国〉的拡大という視座からさらに考察される必要があるだろう。

また、〈帝国〉論のなかではグアムにおける部族的地位や保留地の議論はいかなるものとして把握可能であろうか。新しいレイシズムにおいては、個人主義的モデルを受け入れない人びとは異なる文化を持つ人びととして差異化され分離される。アメリカ市民権を付与されてもなお先住民としての自己決定を追求し続けるチャモロ人には、部族として保留地に居住することの提案がなされた。しかしこれは排除ではなく包摂を前提としている。ネグリとハートは、〈帝国〉のレイシズムを示唆的包摂（differential inclusion）の枠組みで把握する。「白人の至上性は、まず他者性を引き入れておいてから、白人性からの逸脱の度合いに応じて諸処の差異を従属させることによって機能している」（Hardt and Negri 2000=2003: 251-2）。グアムにおいて提案される政治的分離のプロセスは、示唆的包摂のなかで社会的分離が極度に進んだ事例（人種的排除）といえるであろう。

要するに、カラーブラインド・イデオロギーを生み出すアメリカ立憲主義は、アメリカのレイシズム、植民地主義、ナショナリズムの混合体のようなものとして機能し、グアムにおける歴史的不正義の問題を不可視化させる。それはアメリカの主権の〈帝国〉的な拡大的傾向という特徴からも説明されうるものである。グアムはアメリカの海外領土＝植民地であり、100年以上ものあいだ文字通り「フロンティア」であり続けている。それゆえに、アメリカであること／になることについて重要な問いを発しているといえる。また同様の観点から、より一般的に普遍主義とその歴史的不正義との関係性について考察を深めていくことが望まれる。

## 【注】

- (1) 本稿は長島（2009a）に大幅に加筆したものである。
- (2) ヴァンダイクらは、非自治地域の人民の自己決定権とそのなかでの先住民の自己決定権の両方が認められるべきとする。だが、人民の自己決定を優位におくその考えは、チャモロ・ナショナリストたちの主張とは対立してしまうであろう。ヴァンダイクらによる2つの自己決定権の区別へのチャモロ・ナショナリスト側からの批判は管見のかぎりないが、手島武雅がこの問題を指摘している（手島 2003: 214）。
- (3) ステイサムは立憲主義をつぎのように定義する。「立憲主義は、(a) 多くの諸人民からひとつの人民を作ること（「多からなる一」）と、(b) 自由を保障する成文法による政府の樹立とを要求する」。それに対し、エスニック・ナショナリズムが促進する多文化政策は、他者を差別し、自由と平等という価値とは合わないとする（Statham 2002: 138）。
- (4) この考えはニュージーランドを専門とする政治学者リチャード・マルガン（Richard Mulgan）から借用されたものである。

## 【参考文献】

- Ada, Joseph and Leland Bettis, 1996, "The Quest for Commonwealth, The Quest for Change," *Kinalamten Pulitikåt: Siñeneten i Chamorro. Issues in Guam's Political Development: The Chamorro Perspective*, Agaña: The Political Status Education Coordinating Committee, 125-203.
- Balibar, Étienne, 1991, "Is There a 'Neo-Racism'?" Étienne Balibar and Immanuel Wallerstein, *Race, Nation, Class*, London: Verso, 17-28. (=1997, 『『新人種主義』は存在するか?』若森章孝・岡田光正・須田文明・奥西達也訳『人種・国民・階級〔新装版〕——揺らぐアイデンティティ』大村書店, 31-51.)
- 中條献, 2009, 「ポスト公民権運動期における人種と秩序——アフターマティヴ・アクションと『カラーブラインドな多様性』批判」『アメリカ史研究』32: 69-86.
- Commission on Decolonization (COD), 2001, *Decolonization through the Self-Determination of a People: An Overview of Guam's Status and Options*, Hagåtña: Government of Guam.
- Hage, Ghassan, 1998, *White Nation: Fantasies of White Supremacy in Multicultural Society*, Sydney: Pluto Press. (=2003, 保莉実・塩原良和訳『ホワイト・ネーション——ネオ・ナショナリズム批判』平凡社.)
- Hardt, Michael and Antonio Negri, 2001, *Empire*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (=2003, 水嶋一憲ほか訳『〈帝国〉——グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』以文社.)
- Jojola, Lloyd, 2000, "Senators Continue Work on Status-Vote Measure," *Pacific Daily News*, March 3.
- Kauanui, J. Kēhaulani, [2002] 2005, "The Politics of Blood and Sovereignty in *Rice v. Cayetano*," *Joanne Barker ed., Sovereignty Matters: Locations of Contestation and Possibility in Indigenous Struggles for Self-Determination*, Lincoln: University of Nebraska Press.
- Loerzel, Adrienne, 2000a, "Status Vote Signup, Eligibility Debated," *Pacific Daily News*, January 29.

- , 2000b, “Who is Chamorro?” *Pacific Daily News*, February 23.
- , 2000c, “Hawaii Vote Ruling Rattles Guam: Plebiscite Hangs on High Court,” *Pacific Daily News*, February 25.
- , 2000d, “Hawaii Case Takes over Session,” *Pacific Daily News*, February 25.
- , 2000e, “Is Guam Ready to Vote?: Commissioners Question Task Forces on Plebiscite,” *Pacific Daily News*, March 3.
- , 2000f, “Officials Seek to Define ‘Chamorro’ as Political Group,” *Pacific Daily News*, March 4.
- McCann, James T., 1997, “Chamorro-Only Vote OK, but Protect Our Rights,” *Pacific Daily News*, September 14.
- Murphy, Joe, 1995, “Guam Has Reservations about Tribeshood,” *Pacific Daily News*, November 21.
- , 1999a, “Chamorro Vote May Split Guam into Ethnic Camps,” *Pacific Daily News*, May 13.
- , 1999b, “Critics Wrong to Call the U.S. a Colonial Master,” *Pacific Daily News*, July 21.
- 長島怜央, 2009a, 「グアム脱植民地化委員会の活動とアメリカ立憲主義」石坂悦男編『公共圏の創成と規範理論の探究——現代的社会問題の実証的研究を通して 論文集 (II)』法政大学社会学部学科研究プロジェクト「公共圏の創成と規範理論の探究」(研究代表者 船橋晴俊), 83-92.
- , 2009b, 「非自治地域グアムの政治的地位問題——チャモロ・ナショナリストによる『自己決定』と『主権』の追求」『アジア・アフリカ研究』49(3): 81-101.
- Omicinski, John, 1997, “No Commonwealth,” *Pacific Daily News*, October 31.
- Peang-Meth, Abdulgaffar, 2000a, “Chamorro-Only Vote Limits Right of Self-Determination to Minority,” *Pacific Daily News*, April 26.
- , 2000b, “Right to Self-determination Should Uphold Rights of Individuals,” *Pacific Daily News*, May 17.
- , 2000c, “People of Guam Must Consider Political Diplomatic Recognition,” *Pacific Daily News*, May 31.
- , 2002, “The Rights of Indigenous Peoples and Their Fight for Self-Determination,” *World Affairs*, 164 (3): 101-14.
- Rohrer, Judy, 2006, “‘Got Race?’ The Production of Haole and the Distortion of Indigeneity in the *Rice* Decision,” *The Contemporary Pacific*, 18 (1): 1-31.
- Statham, Jr., E. Robert, 2000, “Chamorro-Only Plebiscite Skews True, Full Representation of Inhabitants’ Desires,” *Pacific Daily News*, March 7.
- , 2002a, *Colonial Constitutionalism: The Tyranny of United States’ Offshore Territorial Policy and Relations*, Lanham: Lexington Books.
- , 2002b, “Ethnic Nationalism Versus American Constitutionalism: The Impact of *Rice v. Cayetano*,” *World Affairs*, 164 (3): 135-44.
- 手島武雅, 2003, 「小さな島の大きなチャレンジ——序論：グアム島チャモロ人の脱植民地化要求の論理」片山隆裕編『民族共生への道——アジア太平洋地域のエスニシティ』九州大学出版会, 195-217.



Van Dyke, Jon M., Carmen Di Amore-Siah and Gerald W. Berkley-Coats, 1996, "Self-Determination for Nonself-governing Peoples and for Indigenous Peoples: The Case of Guam and Hawai 'i," *University of Hawai 'i Law Review*, 18, 623-43.

Ysrael, Alfred C., 2000, "Status Vote Will Drive Away Investors," *Pacific Daily News*, April 27.